

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成 14 年 1 月 22 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 3 月 13 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 9 月 12 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 9 月 28 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 3 月 20 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 9 月 21 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 10 月 27 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 3 月 14 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 21 年 9 月 29 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 22 年 1 月 29 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ~ 第 13 条 (略)</p> <p>(質権設定に係る承諾)</p> <p>第 1 4 条 日本貿易保険は、被保険者から、各約款及び手続細則の規定に従って、保険の目的、<u>保険金請求権又は別に付した特約において重要資産等に含めた株式に係る質権の設定の承諾申請があった場合、質権者が被保険者として適格性を有しているときその他質権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、各約款及び手続細則の規定に従って質権設定の承諾を行う。ただし、第 2 号については、貿易保険の保険料率等に関する規程(平成 16 年 7 月 2 日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。)</u> [8] 2 (2) で定める割増料率を適用した案件又は被保険投資の相手方を借入人とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が質権者である場合を除く。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成 14 年 1 月 22 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 3 月 13 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 9 月 12 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 9 月 28 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 3 月 20 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 9 月 21 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 10 月 27 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 3 月 14 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 21 年 9 月 29 日 一部改正</p> <p>第 1 条 ~ 第 13 条 (略)</p> <p>(質権設定に係る承諾)</p> <p>第 1 4 条 日本貿易保険は、被保険者から、各約款及び手続細則の規定に従って、保険の目的、<u>又は</u>保険金請求権に係る質権の設定の承諾申請があった場合、質権者が被保険者として適格性を有していると認めるときその他質権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、各約款及び手続細則の規定に従って質権設定の承諾を行う。ただし、第 2 号については、貿易保険の保険料率等に関する規程(平成 16 年 7 月 2 日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。) [8] 2 (2) で定める割増料率を適用した案件又は被保険投資の相手方を借入人とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が質権者である場合を除く。</p> <p>一 日本貿易保険の保険金支払債務は、日本貿易保険が被保</p>	

<p>一 日本貿易保険の保険金支払債務は、日本貿易保険が被保険者に有する一切の抗弁の対抗を受けるとともに、質権等設定承諾申請書記載の保険契約に適用される約款及び特約の条項に従うものとする。</p> <p>二 保険の目的及び別に付した特約において重要資産等に含まれた株式を質権の目的とするときは、当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</p> <p>三 承諾に係る質権が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2 日本貿易保険は、保険の目的に係る質権者が外国法人である場合その他被保険者として適格性を有していると認められない場合であっても、次の各号に規定する条件を付して質権設定の承諾を行うことができる。ただし、第3号及び第4号については、保険料率等規程 [8] 2 (2) で定める割増料率を適用した案件を除く。</p> <p>一 上記の保険契約は、保険の目的への質権実行日をもって失効する。</p> <p>二 質権実行の前後にかかわらず、質権者は、保険金を請求することができない。</p> <p>三 保険事故の発生時期にかかわらず、質権が実行された場合には、いかなる者に対しても、保険金を支払わない。</p> <p>四 当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</p> <p>五 被保険者は、保険の目的への質権が実行されたときは、速やかにその旨を日本貿易保険に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の承諾に係る質権が実行されたことによって、保険の目的又は保険金請求権が被保険者から質権者に移転する場合は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡として扱う。</p>	<p>険者に有する一切の抗弁の対抗を受けるとともに、質権等設定承諾申請書記載の保険契約に適用される約款及び特約の条項に従うものとする。</p> <p>二 保険の目的を質権の目的とするときは、当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</p> <p>三 承諾に係る質権が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p> <p>2 日本貿易保険は、保険の目的に係る質権者が外国法人である場合その他被保険者として適格性を有していると認められない場合であっても、次の各号に規定する条件を付して質権設定の承諾を行うことができる。ただし、第3号及び第4号については、保険料率等規程 [8] 2 (2) で定める割増料率を適用した案件を除く。</p> <p>一 上記の保険契約は、保険の目的への質権実行日をもって失効する。</p> <p>二 質権実行の前後にかかわらず、質権者は、保険金を請求することができない。</p> <p>三 保険事故の発生時期にかかわらず、質権が実行された場合には、いかなる者に対しても、保険金を支払わない。</p> <p>四 当該保険に係る保険金受領後速やかに当該質権を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</p> <p>五 被保険者は、保険の目的への質権が実行されたときは、速やかにその旨を日本貿易保険に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の承諾に係る質権が実行されたことによって、保険の目的又は保険金請求権が被保険者から質権者に移転する場合は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡として扱う。</p>	
--	--	--

第 15 条 （略）

（二重担保の禁止）

第 16 条 前 2 条の規定にかかわらず、日本貿易保険は次の各号に掲げる質権又は譲渡担保の設定を承諾しない。

一 保険の目的に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険に係る保険金請求権について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保又は別に付した特約において重要資産等を含めた株式について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を質権者とする質権

二 保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険の目的について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権若しくは譲渡担保又は別に付した特約において重要資産等を含めた株式について当該質権者若しくは譲渡担保権者以外の者を質権者とする質権

三 別に付した特約において重要資産等を含めた株式に質権が設定されている場合にあつては、当該保険に係る保険の目的又は保険金請求権について当該質権者以外の者を担保権者とする質権又は譲渡担保

2 前項の承諾を得ずに被保険者が前項の要件に該当する質権又は譲渡担保の設定を行った場合、日本貿易保険は、当該質権又は譲渡担保の設定された日に遡って保険契約を解除する。

附 則

この改正は、平成 22 年 2 月 1 日から実施する。

別紙様式第 1 ～ 第 2 （略）

第 15 条 （略）

（二重担保の禁止）

第 16 条 前 2 条の規定にかかわらず、日本貿易保険は次の各号に掲げる質権又は譲渡担保の設定を承諾しない。

一 保険の目的に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険に係る保険金請求権について当該質権者又は譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権又は譲渡担保

二 保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されている場合にあつては、当該保険の目的について当該質権者又は譲渡担保権者以外の者を担保権者とする質権又は譲渡担保

2 前項の承諾を得ずに被保険者が前項の要件に該当する質権又は譲渡担保の設定を行った場合、日本貿易保険は、当該質権又は譲渡担保の設定された日に遡って保険契約を解除する。

別紙様式第 1 ～ 第 2 （略）